

令和 2 年 3 月 2 日(月曜日)開始 中小企業者向け制度融資の

ご案内(新型コロナウイルス感染症対策の資金繰り支援)

最終更新日:2020年3月2日

熊本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した県内中小事業者に対する緊急の資金繰り支援のため、令和 2 年 3 月 2 日月曜日から新たな県融資制度を開始します。

名称	金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件 【既存制度から緩和】	次のいずれかに該当する中小企業者 1 直近 1 カ月の売上高が前年同月比で減少している者 2 今後 2 カ月の売上が前年同期比で減少見込みの者
融資限度額	5,000 万円
融資期間	1 年～10 年(据置期間 1 年以内)
利率	3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.90%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.30%以内
保証料率(利用者負担)	0%(県が全額補助)
申込先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

名称	金融円滑化特別資金(セーフティーネット保証 4 号、新型コロナウイルス感染症分)
利用の要件	次の 1 及び 2 を満たす中小企業者 1 直近 1 カ月の売上高が前年同月比で 20%以上減少している 2 今後 2 カ月の売上が前年同期比で 20%以上減少見込みである
融資限度額	1 億円(通常枠 5,000 万円+特別枠 5,000 万円)
融資期間	1 年～10 年(据置期間 1 年以内)
利率	3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 7 年超 固定 年 2.00%以内
保証料率(利用者負担)	0%(県が全額補助)
申込先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033722/index.html>

上記 益城町のHPよりセーフティーネット 4 号の申請書が取れますのでご活用ください